

平成25年度第4回流山市産業振興審議会会議録

- 1 日 時： 平成26年1月24日(金) 14時00分～16時00分
- 2 場 所： 流山市役所第2庁舎306会議室
- 3 出席委員： 古坂稔委員、土屋薫委員、藤本隆委員、山田伸委員、菅野洋介委員、秋元篤司委員、坂巻儀一委員、片岡晃一委員、佐藤元子委員、伊藤基委員
- 4 事務局： 岡田産業振興部長、栗田産業振興部次長兼商工課長、山崎農政課長、染谷農政課長補佐、精木商工課長補佐、椎名商工係長、秋元主査、房野事務員
- 5 傍聴人： 1名
- 6 議題：
 - (1) 新川耕地の有効活用についての答申案に対する各委員のご意見について
 - (2) 来年度の産業振興審議会の運営方法について

7 議事録

古坂会長：本日の出席者は委員14人中10人であり、流山市産業振興審議会規則第3条第2項の規定により本日の会議は成立していることを報告する。

なお、流山市では「審議会等の会議の公開に関する指針」を策定し、審議会等の会議は原則公開とする旨規定している。本日も、傍聴人の方にお入りいただいているので、予めご理解いただきたい。

本日の議題は二つある。「答申文案の検討」と「来年度の審議会の運営方法について」である。事務局から提示のあった答申案について、各委員の皆様からご意見、ご要望を寄せていただいたが、そのことについて事務局から説明をいただきたい。

【事務局が寄せられた各委員から寄せられた意見について説明を行う】

古坂会長：意見を提出した委員に補足説明願いたい。

片岡委員：自分なりに整理して岡田部長に説明させていただいた。内容は原案と全く同じだが、自分がどういう点に気をつけて修正したかを説明する。

2つの視点で修正している。1つは、審議会の諮問が新川耕地の東側全体について産業振興のために活用するという内容であったが、2人の地権者の話を聞いて使用目的が分かり、この答申が何に活用されるかという視点で考えた。また、新川耕地のC地区とI地区の方が物流センターを作る場合、農地転用の関係でC地区は問題ないがI地区は難しいと記載があった。これは市ではなく農林水産省に権限があるため、難しいという記述は農林水産省に任せて答申には入れず、法律に関する記述は避けてはどうかと考えた。あとは新川耕地有効活用計画、流山市の都市計画マスタープランとの整合性を図るということで整理している。

2番目は、1箇所削除すると文章が繋がらなくなるので、校正を見直す等ストーリーを書き直している。

①かつて新川農地は大変良好な農地であった。

②農業従事者の高齢化、農業所得の低迷、後継者不足等から耕作放棄地が増加し、新川耕地全体の自然的景観が壊れてきている。

③都市計画マスタープランの方針図に示された「産業系の土地活用ゾーン」については、農業から産業への土地利用の転換が必要だと考えられる。

④流山インターチェンジの隣接地である地理的条件から、流通業務系施設の需要が想定される

⑤周辺の同種施設と同規模程度の建築物が建設できるよう、諸計画を変更することが望ましい。

条例変更は都市計画のmatterであるため、我々は答申を出し都市計画に議会にかけてもらうというスタンスで、必要な事項だけを記載するということが今回修正案を出した理由である。

秋元委員：私はいただいた文章を出来るだけ生かすという趣旨で提示した。一つこだわった点は、今現在耕作を続けている有料道路の西側に影響を与えるような開発を避けるという趣旨で、記書きの三番目にそこでの営農を担保するような意見を入れていただきたい。

土屋副会長：「はじめに」の最後の部分で触れているが、記書き1の中に「高さ制限の緩和について産業系活用ゾーンに指定された区域について」というような文言を入れて強調できないか。

片岡委員：「新川耕地の農地が198ヘクタール・・・」のくだりを削除した理由は、新川耕地有効活用計画の総面積が298ヘクタールとなっており、減っているのではないかとことで議会が通らないことを懸念した。地権者の目的は条例改正なのであえてこれには触れず、必要事項だけにしようということにした。市の農業人口についてはも不要ということで削除した。

事務局 栗田：事務局から追加で、前回の答申内容を2箇所訂正願いたい。4ページ2行目、「流山インターチェンジ北側の地区は第2種農地が大半を占めていることから開発することは可能と思われるが」について調べたところ、第2種農地が大半を占めているという表現が適切ではなく第1種農地もかなりあるので、この部分を削除したい。「流山インターチェンジ北側の地区及び流山工業団地南側の地区は開発することは可能と思われるが」になる。

4ページ下から3行目に「また、新川耕地で産業系活用ゾーンに指定されていない地区についても、今後市は住民、地権者の要望に沿った対応をすることを期待する」とあるが、産業系土地利用ゾーンについての議論を続けているため、この部分も削除したほうが良いという判断をした。

片岡委員：記書き2は不要ということで内容から外したが、先ほど言ったようにここで触れる事項ではなく農業振興指針等で記載するというように考えた。

古坂会長：片岡委員からは始めの部分を簡易化したらどうか、という意見もあった。

片岡委員：答申の使用者目的は2つある。1つはデベロッパーが農地転用で関東農政局に書類を出すということ。この時、今までオープンになっている新川耕地有効活用計画、流山市の土地計画プランなど既に冊子になっている内容についてはそこで触れて、それ以外を記載すれば良いのではないかと。

また、農地法についても流山市には権限がなく関東農政局に判断してもらう事項であるため、答申に入れる必要はなく、簡潔な記述をしたほうが良いと思う。

古坂会長：私は2地区の地権者の代表者の意見を聞いたり、土地利用の景観条例云々に触れたりすることが産業審議会の本来の形であると思う。産業振興審議会は違う意味の審議会であってほしいという部分が根底にある。

私達は審議会として、地区の方の土地の思い入れや考え方が全く反映されていない状況で計画が進まないという現状を初めて知った。当審議会が答申をするにあたり、こういう思いを含めて、簡単に書いてしまえばそれで済むが、流山の新川耕地のことを背景にはっきりと書くことも答申するにあたっての大事な部分だと私は思うので、ある程度書かれていても良いと思う。

片岡委員：その辺は見解が違う。基本的なところは本題の新川耕地の有効活用計画の見直しなどの議論をすればよいと思う。今回も地権者の2名の方のニーズに応える答申をするということで留めたい。

新川耕地全体をどうするかというのをやるのであれば、本来は商業系だけではなく農業系もあり、農政分野の審議も入る話になる。農地法などを理解する必要があり、思いだけでは駄目である。なぜ新川耕地がこういう現状なのかをやりだすと今まで流山市はいろんな過去の経緯があり、結局誰も手を付けられなかった。1回目の審議会で色々申し上げたが、結局農地法抜きには語れない。

特例でC地区に関しては、インターチェンジから300m以内であれば転用はOKであるが、事業をやる場合は高さ制限の関係は農林水産省の関係ではない。例えば、流山市が公共施設をつくるのであればOKである。つまり、このようなことがきちんと議論されないと解決できないので、今回はそれらのことは入れるべきではないと思う。

古坂会長：他の皆さん方はどうか？

秋元委員：開発するにしても高さ制限を取らないと実のある開発にならない。また、景観に配慮というのは流山市が農地法上関係ないといっても、一度流山市に提出されて県へ上がっていくのではないかと？

事務局 岡田：千葉県知事に意見を求めるだけで、今回このような大規模な開発になりますと、直接の関東農政局に書類が行く。但し、千葉県知事の意見書がないと同局のほうで受け付けない。

秋元委員：意見書を書くのに市も事情聴取的があるのではないか。

事務局 岡田：おそらく千葉県からも関東農政局からも事業者とは別に、流山市は行政として説明を求められる。これからやる事業がそれを持って決定されるということではないが、実情を説明するという事は求められる。

その段階に行くために、市としては今ある条例に対しこのような審議を入れて、どういふかたちで解決するかというきっかけ作りを産業振興審議会の委員さんにお伺いしている。

秋元委員： 産業振興としてもこれが入らないと後で困るのではないか？

事務局 岡田：どちらでも可能であるが、結論だけは抑えなければいけない。

市長はこの答申をもって、都市計画課と共にこのような考えで都市計画審議会で議論してくれないかということになるだろう。おそらく市長は両者の耳を持って最終的に条例改正という形にする、あるいは地区計画の命令を出す、という形になると思う。

よってピンポイントでやるのも確かにそうであるが、この答申内容を市民の多くの方が見る。その背景にはどのような意見の積み重ねが蓄積されているかということを見る方もいるので、確かに簡便に分かりやすく、しかしその背景には何があったか、だからこうだということが行間で読めるようにする配慮も必要だろう。

片岡委員：簡便にとは言っているが要するに原作者が何を言いたいか、原案は文章が結構重複している。ストーリーは5本柱書いてある。部長が言ったように普通の市民が見てもカットすることが書いてある、そういう感じで組み立てたつもりであるが、先ほど秋元委員が言われたように、流山市の認可権限は2ヘクタール以下、2から4は県の権限なので、それ以上を越えると全部関東農政局の判断である。

県の農地課に確認を取ったが、結局こういう案件も県をスルーするだけで業者が関東農政局に行っている。地権者も自分はそこらへんは知らないと言っていたが、実際はみんな業者任せである。C地区については全く問題無いが、あえて削ったのは原案でI地区の転用が難しいと書いてある部分が余計だと思う。その辺は流山市が判断する話ではなく、関東農政局が判断するから不要だということでカットさせていただいた。

古坂会長：私達は審議会で色々な経緯を知っているから、片岡委員がおっしゃるようこういふ文面でも十分背景を理解できるが、やはりなぜ審議会がこのような答申をするのかということ議論の積み重ねが分かるというか、思い入れも含めたものも出していくこ

とは大事だと思うので、この議論してきた中の地権者の方々の思いも含めた背景的なものはある程度必要だろう。重複している部分の簡素化は必要だが、私としては記載したほうが良いと感じている。

土屋副会長：私も会長の意見に賛成で、一般に、答申が公開されると文章のみが一人歩きすると思う。その時に背景が分かるような部分があったほうが望ましいのではないか。

片岡委員：私の原稿は簡素化しているが、ストーリーがあり、切り捨てるところは結局土地の面積などである。

土屋副会長：片岡委員は、要するに資料的な数値的なものは原著に責任をゆだねるべきで、中途半端に載せるべきではないとおっしゃっていると思う。そのことも事務局のほうで挙げていただきながら整理をするという方向でどうなのかなと思う。

藤本委員：私も背景を取り上げるならば出来るだけ懇切丁寧に、文言は別にしてもやはり入れることにおいては賛成である。

それから答申案は、背景があって記述の1、2が具体的な提案であり、高さ制限についてはこう、2番目はそれに付随してそうは言うもののきちんと景観環境に配慮してねと、ということ2つ記されている。

秋元委員の意見を聞いていて、道路の西側、農業をやっておられるところに影響を及ぼさないということも2番目の景観を配慮するということと同じくらい必要なことという気がしたので、3番目に入れるとかは別にしてもどこかにその文言を入れるのが良いなと思った。

土屋副会長：3番目に入れるか、あるいは3番と2番が逆になっても良いのではないか。

つまり産業審議会で議論する意味は、農商工含めて考えていくことはきちんと示さなければ、産業審議会でも新川耕地のことアリのバイ的にやったという位置づけをされても不本意であるので、この部分は大事だと思う。

事務局 岡田：片岡委員は、ここの議論は産業系土地利用ゾーンに限っての議論であって、全体的には先送り、またはこの次の段階においてしていくのであろうというご意見のなかから提案をされている。

秋元委員も、開発されている産業系土地利用ゾーンに限って開発を早くしなさいという意味合いになる。他の地域についてはこのような議論をしてこなかった。その点は整理しないと、全域をどうするかというところに踏み入れると、時間がかかりすぎて次回に送ってその議論をすることになる。ここは端的に1、2として、限定しておくべきか、そのくぐり方は明確にしたほうが良いだろう。

藤本委員：基本的には1、2が良いと思うが、秋元委員がおっしゃっているのはどこかに入れたい。

秋元委員：私が心配しているのは、現在農業をやっているところに影響を及ぼすような開発手法は良くない、ということをお場で歯止めをかけたい。そのような趣旨であり、産業系土地利用ゾーンの開発の手法について私は言っている。他の所に影響がないような開発をしてほしい。

岡田部長：ゾーンの中での開発においてということによろしいか。道路工事をやるので他の農地に迷惑をかけない、そういう意味合いか。私は隣のゾーンもそうしてもらいたいという機運の呼び水になるような開発の指向性を行政から提案していると思われてはいけないと思う。

秋元委員：そういうことではない。旧有料道路を建設するとき、私の私見だが、地下水の事実を無視したわけではないだろうが、もっと暗渠排水を頻繁に入れておけば問題なかったのに、そういう開発手法をしなかった。そういう開発の方法をしないように、市に開発業者にきちっとやるように言うてもらうために答申に入れたほうが良いのではないかと私は主張している。

古坂会長：土地利用計画があるのならば、それを大事にしてほしいということである。

土屋副会長：記書き2は景観や環境に配慮という内容であるが、今おっしゃっていたのは農業に影響がないようにということではないか。

秋元委員：あそこでは米が何万トンと生産されているので、それを財源に使えると色々な展開が出来る。それをここでつぶさないように願います。

山田委員：秋元委員の話をお聞くと記書き3もあるかなというのは私の個人的な意見である。最初読んだときに分かりにくいと思った。分かる人には分かるが、一般の流山市民が読んだときにどのように取るのか、というのが気になった。

佐藤委員：私は皆様のような知識がないので、主婦としての直感的な意見として申し上げたいのは、これはこの審議会の問題ではないので取り上げない、答えないということではなく、こういうこともここで審議しましたということも勤めだと思ふ。

そうしないと、何でもその担当部内がやればよいという縦割りの行政、それが一番ネックだと思ふ。よって、こういうことも審議会で議論されたんだということをお知らせする事はとても大事だと思ふ。ここでこんなに一生懸命やった甲斐がないと思ふ。

皆さん知識が豊富なのでこのような意見は単純だと思ふだろうが、私は主婦として住民として考えると、高さ制限にしても10mは良い30mは良いというところがあるが、その根拠が分からない。それをやってしまうと景観が悪くなる、景観が悪くなるといってもその耕地を持っている方が困っているのだから、なんとか利用させてあげるようにもって行くのがこの審議会だと思ふ。

片岡委員：最初に諮問内容の話を市長がされた時、野田道路の東側は耕作されなくなっているのだからこれは産業に活用する等言われて、ものすごくアバウトだと思った。そんなことは出来ないと思った。2回目に話を聞いたら、要請されている内容は条例改正だけなのでそれをクリアすればこの審議会は終わると思った。確かに色々な議論をしていく中でそう意味では載せても良いと思う。どういう載せ方をするかは事務局に一任する。

佐藤委員：池森委員が、過ちは改めるべきだとどこかでおっしゃっていた。例えば条例を作っても、便利でない条例があれば考え直さなければならない。それをいつまでも変えずにいるのはおかしい。市民にとって何が一番便利で何が利益になるかを、まず最初に考えるべきだと思う。

伊藤委員：私は当初頂いた案の内容で特に異存はなかったので、意見を出さなかったが、ベースとしては良くできていると思うのでそこに何を補足すべきかをシンプルに考えて行けば良いと思う。

秋元委員が提案している「新川耕地での農業の継続について」という項目に関しては前後の文脈の繋がり方等を踏まえて文面を修正しつつ、放り込むのが妥当だろうと感じている。

事務局 岡田：確かに原案では、言葉等全く不当なものを使用したりしていたので、皆さんからご指摘を頂いたが割愛するなど文面をもっと短くし、「てにをは」の部分も含めて改良したほうが良いのかと思う。

記書き2については一部事務局のほうから削除したいというお願いと、秋元委員からあったゾーニングされた部分の工事施工にあたっての周辺農地への環境配慮などについて強調すべきというご意見を加える。審議会としてまさに今議論したところであるので、大事なことかと思う。

実は他の審議会を動かすための答申というのはきわめて異例な会議である。市長の思いと心を動かすのが我々の仕事と考えている。市長は景観を重んじている。色々な利用を考えている中でなるべくここは壊したくないという考えなので、条例も思いがありながら作られたという背景があると思う。

ただ、地権者の皆様方から見て細かいことまで我々職員も含めて議論されてこなかったことは否めないのだから、そういった点が佐藤委員からのご指摘のとおり速やかに直しましょう、とにかく市民目線でやるべきだと、今回は農業生産者の視点また開発事業者の視点寄りにもなっているが、直していくことが将来の都市計画のあり方だと思った。

いずれにしても許可を下ろすのは国であるので、我々で勝手に判断できず、背景の資料を提出するしかできない。くどいが、強調する部分、上から水を流してつかえないよう配慮していきたいと思う。ここだけはもっと強調してほしいとか、凹凸がほしい、強い口調でなどご要望があればご意見願いたい。

古坂会長：確かに1～2ページの中に重複している部分が多いので、これを消すだけで

もかなり簡素化されると思う。答申の内容については皆さんからの意見を含めて良いと思うが、はじめの部分をもう少し簡素化するというのでどうか？今部長がおっしゃったように、我々の意向を汲み取ってもらい、簡素化すると共に入れるべき点を入れ込んで最終案にさせていただきたいと思う。

皆さん異存なければそれに合わせていただいて、出来た時点で副会長を含めてもう一度拝見させていただき、どうしても皆さんに諮ることがあれば改めてさせていただくということで宜しいか？では事務局のほうでは皆さんの意見を反映してください。

古坂会長：それでは、次に来年度の審議会の運営方法についての検討をおこないたい。事務局からご説明ください。

事務局 栗田：来年度の審議会の運営方法について、私どもの考え方を説明する。その前に、先ほどの議題1の今後のスケジュールだが、会長、副会長、事務局に一任ということで、私どもの方で文面を作らせていただき、市長に答申する前に各委員にご連絡する。答申する時期は、現在2月の6日か7日を考えている。会長と副会長に来て頂いて答申を渡すところを考えているので、個別に調整させていただきたい。

それでは、来年度の審議会の運営方法について説明する。

【事務局からの説明の概要】

- ・今回特に事務局から運営方法について提案はしない。
- ・皆様に意見を聞いたうえで決定したいと考えている。
- ・過去の審議会では分科会に分けて議論を進めた。
- ・今回の審議会も分科会に分けてということに固執するつもりはない。
- ・審議会からは単なる提言ではなく、具現化するための具体的手法などについてのご意見も伺いたい。
- ・そうした意味では、来年度の審議会には、市内商工業者から直接意見を聞く機会を作るというのも一つの方法かと考えている。
- ・来年度最初の会議は、人事異動などがあることから、5月の連休明け、5月中旬頃になると考えている。
- ・来年度第1回目の会議で時間を有効に使うため、運営方法の基本的な方針だけはこの場で決めていただきたい。

参考までに今回諮問した内容は「農商工連携の推進及び商店街活性化の具現化策について」である。この件に関しては過去の審議会でも積み残しの部分があり、特に前回広い意味で「産業コミュニティ」という言葉が使われており、それについて農商工連携という中で議論を深めたいと考えている。農商工の連携、産学官連携、こういったものについて議論していただければという考えである。

古坂会長：ただ今、事務局から説明があったが、前回の答申で農商工の連携、産学官連携の問題が答申に入っているが、その点については特に進展はなかったか？

事務局 栗田：我々の方ではこのことに関しては具体的な取組が欠けていた。それ以外のことに関しては、共通ポイントカードや農産物の直売所だとか、アンテナショップなど取り組んできたが、これについても活性化という意味には程遠い状況であり、こういったことも含めて議論を進めたいと思う。

古坂会長：先日商工会議所の賀詞交歓会に参加して、池森会頭が初心表明で農商工連携ということをおっしゃった。そういう意味で今日は商工の代表である池森さんと工業代表である高橋さんが欠席であるが、お2人の意見も聞きたかった。

農商工連携というのは1つの大きなテーマとして出ているので、次回会議までに農商工連携のありかた、あるいは産業コミュニティのあるべき形ということを含めて、各立場からどのように進めて行くかのご意見を頂きたいと思うがいかがであるか。

秋元委員：前回の審議会でいろいろ提言されたが、一回それを皆さんの目で現地というかどのように動いているかを確認したい。私は、農業は分かるが商業は分からないので、そのような機会を作ってほしい

古坂委員：ながぼんカードなどもやっているが問題点も多いため、現状を踏まえて皆さんに聞いていただきたい。

片岡委員：今回の審議会に参加する前に前回の審議会の内容を勉強したが、前回は農業問題について議論していないようであるし、今意見を求めるのは難しいのではないか。事務局が諮問のような形で提案して頂くのが一番良いのではないか。

事務局 岡田：確かに皆様に具体的な方向性を示すべきだとは思いますが、個のご意見を頂く中で、農業は今後大きく変わりつつある。産業として確立しなければならない。農を中心とした6次産業化、そこには雇用も発生する。まして商業、販売所もやっつけば商業の活性化の一助になると思う。産学官も含めて、大きな意味の中で一気通貫したビジネスモデルについてお知恵を頂きたい。

そのためには市内の商業や農業の実態を再度確認し、何が農産物で流通として適うのかを検証したい。商業がある程度抑え気味のところに農業という一つの主力を使って巻き返しを図りたい。市全体を巻き込むような感じでの農と商の起こし方を、商品開発も含めてご提案いただきたい。何に取り組んだらいいか分からないという状況なので、いろいろな発言の中から集約していきたい。

古坂会長：立場立場で、自分たちがどうしたいという考えがあるはずである。これをどう作っていくか、前回から農商工連携という方向性が出ている。第一回目は前回手をつけた部分、現状について知るということでどうか？

片岡委員：藤本先生や山田委員は、産業の関係で深くかかわっているのに、流山の弱点も分かっておられるが、中小企業育成は難しいことだと思う。実際はどうか？

山田委員：賀詞交換会に私も参加したが、衆議院委員のさいとう健氏も出席していて、経済産業省でも農商工連携を数年前からやっているとのことであった。千葉県も工業県というものの農業県でもあり、全国4位ということで、茨城県鹿児島県に2・3位を奪還された関係で、農商工連携の基金を持っている。

私が所属する東葛テクノプラザの本体は千葉県の産業振興のセクションで、産学官連携をしている。次回からのテーマでは、私の方で何らかの資料提供をしたい。南房総の農商工の連携の例や、千葉大学の水耕栽培の例などである。産学官連携についても、流山の強いところは首都圏に近いこと、お客さんが近いことであるので、農業もブランド物ができれば戦えると感じている。

藤本委員：産学連携と地域連携があり、産学連携は企業のニーズと大学のもつ知的財産をマッチングさせ、新しい産業や商品の開発をする。大学の知的財産を産業の活性化に結びつけようということ。

一方地域連携は、産学連携の大きな枠の1つであるが、また違う。地域をどう活性化させるかという観点で、個々の企業を支援することプラス地域全体を活性化させるためにどうするかという視点である。流山市の各企業を支援するというよりも、流山市の産業を活性化させる。流山市においてどの部分を活性化させるのかという課題をまず設定する必要がある。

葛飾区で地域連携をどう産業を興そうかをやっている。地域の課題は災害に弱いこと。地盤が低く住宅が密集していて火災が起きた時に災害に弱いことが行政の課題。災害に対して大学の知的財産を活用して解決しようということである。災害支援のロボットという物造りの観点で地元企業の既にある技術に大学の知をそこに加えることで一つの産業を造っていこうという目論見でスタートしている。この流山版をどう造るかということが今このメンバーに求められていると思う。

そのために前回の審議会でもコンセプトの提案をしたが、今回は具体的にどう実行していくかという計画作りは、この審議会のメンバーだけではできない。具現化する計画をどういう組織で受けてやっていくかが重要だと思う。この審議会では限られた回数を有意義に使うという意味では、前回の議論をもう一度共有しそこを出発点とし、提案することなのか、あるいは前回の提案を良しとして具現化するための方策を議論するのか、私は後者であるがそこを明確にしたい。流山市の地域活性をどう具体的なものとして根付かせるかを、地域特有の課題やテーマをいかに早く解決するかである。

片岡委員：商店街の活性化、農商工連携も包括されることになるのか

藤本委員：そうである。どこにフォーカスしてやるかということもあるが

片岡委員：私も農産物直売所の法人化をやろうと考えており、古谷さんとアンテナショップとの連携も考えている。一方で私も過去に農業生産法人を市農政課長と立ち上げる過程で、先ほどの水耕栽培の関係にも加わったが、新川耕地の休耕地を活用して出来れば一番良いが、何をどうやればいいのか難しい。

古坂会長：意見も出尽くしたので、ただ今の意見を踏まえ、事務局は具体的な進め方を検討してほしい。次回は5月連休明けに開催するので、事務局から素案を各委員に連絡いただきたい。